

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
富山県、富山市及び高岡市並びに富山県中新川郡立山町
- 2 構造改革特別区域の名称
富山型福祉サービス推進特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
富山市及び高岡市並びに富山県中新川郡立山町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 富山県の障害者の状況

平成18年3月1日現在の富山県の人口は1,110,851人であり、そのうち、身体障害者手帳所持者は47,481人、療育手帳所持者は6,017人、さらに、精神障害者保健福祉手帳所持者は2,465人である。

富山県においても、住み慣れた地域や家庭で自立し、社会参加しようという障害者の意識はますます高まっている。

しかしながら、障害者の生活や日中の活動を支援する、指定デイサービス事業所及び指定短期入所事業所はまだまだ少なく、障害者のニーズに十分対応しているとはいえない状況である。

富山県内の指定デイサービス事業所及び指定短期入所事業所の施設数

(平成18年3月31日現在)

	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者
指定デイサービス事業所	7箇所	6箇所	3箇所	
指定短期入所事業所	20箇所	42箇所	37箇所	2箇所

精神障害者にはデイサービスの制度はない。

(2) 富山型福祉サービスの状況

富山県では、平成5年から、県民の手により、地域にある家庭的な住宅型施設で、子供から高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらずにデイサービスを提供する取り組み行われている。特に、平成15年11月の「富山型デイサービス推進特区」の認定以降、県内各地に急速に広がり、現在では、ほぼ県内全域で取り組まれるよう

になり、「富山型デイサービス」として全国の注目を集めているところである。(平成18年4月現在、全15市町村のうち12市町で特区認定済)

また、短期入所については、富山県と富山市が平成15年11月に共同で規制緩和を提案した「介護保険法上の基準該当短期入所生活介護事業所での障害児(者)の受入れ」が認められ、平成16年4月から全国展開されたことにより、現在、県内の7事業所で障害児(者)の受入れが行われ、短期入所についても、「富山型」が徐々に広がっているところである。

(3) 富山型福祉サービスの必要性

富山型の福祉サービスは、障害児(者)の身近な地域に居場所を提供するという基本的な役割のほかに、利用している障害児(者)自身が子供やお年寄りの世話をすることを通じて、自分なりの役割を見出し、社会的自立や生活の自立が促進されるという大きな役割を果たしている。

こうしたことから、本県としては、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、富山型の福祉サービスを推進することが重要であると考えている。

このため、県内全域で、特定事業934(指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業)を実施し、指定小規模多機能型居宅介護事業所においても、高齢者と障害児(者)を区別しないでサービスを提供していく必要がある。

しかし、県内全域で直ちにこの特定事業を実施することは、事業所等の受け入れ体制の整備等の問題があり困難であることから、受け入れ体制が整い、この特定事業の実施に意欲的な事業所が存在する富山市、高岡市及び立山町の2市1町を構造改革特別区域とし、当計画の成果を踏まえながら、県内全域で、順次当該規制の特例措置の導入を図っていくこととする。

(4) 構造改革特別区域の範囲である2市1町の特徴

構造改革特別区域の範囲である2市1町の人口と障害者手帳保持者数は次のとおりである。

(平成18年3月31日現在)

	人 口	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
富 山 市	421,075人	18,039人	2,173人	962人
高 岡 市	180,680人	7,029人	949人	372人
立 山 町	28,040人	1,278人	159人	51人

一方、各市町における、障害児（者）の生活や日中の活動を支援する指定デイサービス事業所及び指定短期入所事業所の設置状況は次のとおりであり、障害児（者）のニーズに十分対応しているとはいえない状況である。

（平成18年3月31日現在）

		身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者
富山市	指定デイサービス事業所	2箇所	1箇所	1箇所	
	指定短期入所事業所	10箇所	20箇所	13箇所	1箇所
高岡市	指定デイサービス事業所	2箇所	1箇所	1箇所	
	指定短期入所事業所	3箇所	6箇所	7箇所	0箇所
立山町	指定デイサービス事業所	0箇所	0箇所	0箇所	
	指定短期入所事業所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

精神障害者にはデイサービスの制度はない。

こうしたことから、2市1町において、当該規制の特例措置により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に障害児（者）を受け入れ、福祉サービスを提供していく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

構造改革特別区域計画の認定により、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所を障害児（者）が利用できるようになることから、障害児（者）が利用できる社会資源の増加につながり、障害児（者）の地域での自立が促進されることになる。

また、地域にある家庭的な住宅型施設で、子供から高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらずにサービスを提供する富山型の福祉サービスのさらなる展開が図られることになる。

具体的には、

障害児（者）が、住み慣れた地域にある指定小規模多機能型居宅介護事業所でサービスを受けることが可能になる。

高齢者、障害者、障害児が同一の空間でより家庭的なサービスを受けることが可能になる。

現在、富山型デイサービス推進特区を活用して、障害児（者）を受け入れている指定通所介護事業所等が指定小規模多機能型居宅介護事業所に移行しても、障害児（者）が当該施設を引き続き利用することが可能となる。

上記 及び により、障害児（者）が地域で自立し、安心して生活できるようになる。

さらには、NPO等の事業者の参入の増大が図られ、地域の福祉ビジネスの創出につながる

などの点において、大きな意義を持つものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

富山県では、平成15年3月に、21世紀初頭における福祉施策の基本方針として、「富山県民福祉基本計画」（元気・しあわせプラン21）を策定した。

この計画は、「元気・しあわせ社会“福祉とやま”の創造」、すなわち、障害の有無や年齢にかかわらず、県民誰もがいつでも、どこでも必要に応じた福祉サービスを受けられ、誇りと充実感がある生活を営むことができる社会、県民の積極的な福祉活動への参加によって、地域の中で、子育て支援、高齢者・障害者などの支援が行われる福祉コミュニティが息づく社会の創造を目標としている。

この実現のため、特定事業934（指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業）を実施し、高齢者、障害者及び障害児を区別せず、身近な地域でサービスを提供する富山型福祉サービスを推進していくものである。

また、こうしたことから、住み慣れた地域でのサービスの提供など、利用者サービスの向上が利用者の拡大へとつながり、効率的で質の高いサービスの提供が可能となるとともに、NPO等の新規参入の増大など地域の福祉ビジネスが拡大し、地域の活性化が図られるものである。

なお、富山型福祉サービスを推進するため、計画区域以外の地域に対しても、当計画の成果を踏まえ、順次当該規制の特例措置の導入を図っていく必要があり、今後、全県域での導入を目指し、計画区域以外の市町村や事業者と十分調整し、計画区域の拡大を進めていくこととしている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

（1）障害児（者）の利用者へのサービスの向上と家族等の負担の軽減

身近にある指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することが可能となることから、障害児（者）が住み慣れた地域でサービスを受けることが可能になるとともに、高齢者、障害者、障害児が同一の空間でより家庭的なサービスを受けることも可能になる。

また、現在、富山型デイサービス推進特区を活用して、障害児（者）を受け入れている指定通所介護事業所等が指定小規模多機能型居宅介護事業所に移行しても、

障害児（者）が当該施設を引き続き利用することが可能となる。

さらには、家族にとっても、利用可能な事業所が増大すること、送迎時間が短縮することなどから、負担の軽減となる。

こうしたことから、障害児（者）が地域で自立し、安心して生活できるようになる。

（２）事業所の経営の安定と福祉ビジネスの創出

指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用率の向上につながることから、経営が安定し、効率的で質の高いサービスの提供が可能となる。また、NPO等の事業者の新規参入が図られ、地域の福祉ビジネスの創出につながる。

（３）計画区域内でのサービス供給量の増大

当初から、この特例措置の適用を受けることを想定している事業所においては、現在のところ、２～３名程度の障害児（者）の受入れを予定している。

また、計画区域では、今後３年間に指定小規模多機能型居宅介護事業所が約３０箇所設置される見込みであることから、その約半数の１５事業所で２名程度（全体として約３０名）を受け入れることを目指して、各市町と調整していくこととしている。

８ 特定事業の名称

９３４

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

９ 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（１）富山型デイサービス推進特区

平成１５年１１月２８日付けで認定を受けた富山型デイサービス推進特区による富山型福祉サービスの推進

（２）指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の宿泊サービス利用の推進

富山型福祉サービス推進特区における指定小規模多機能型居宅介護事業所での障害児（者）の通所サービス利用と併せた宿泊サービス利用の推進

- (3) 富山型デイサービス施設起業家育成講座の開催
富山型デイサービス施設の起業家を育成するための研修の実施
- (4) 社会福祉施設支援資金貸付金
社会福祉法人やNPO法人が行う施設整備費に対する無利子融資
- (5) コミュニティビジネス支援資金
NPO法人等が行う地域貢献型事業(コミュニティビジネス)に必要な設備資金、
運転資金に対する融資
- (6) 富山型デイサービス施設整備事業
富山型デイサービス施設の新築に対する助成
- (7) 富山型デイサービス住宅活用施設整備事業
民家等の既存施設の改修による富山型デイサービス施設の整備に対する助成
- (8) 富山型デイサービス施設職員研修会の開催
富山型デイサービス施設の職員に対する、高齢者、障害者、障害児などの分野を
横断する総合的な研修の実施
- (9) 在宅障害児(者)デイケア事業
支援費制度の要件を満たさない場合における市町村が実施するデイケア施設等
の障害児(者)を一時的に保護する事業に対する補助

別紙

1 特定事業の名称

9 3 4

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

特区計画の認定後

4 特定事業の内容

(1) 事業の内容

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、定員の枠内で障害児（者）を受け入れ、サービスを提供した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給するもの。

(2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

(ア) 事業者の法人種別及び名称並びに住所

有限会社 福来老

中新川郡立山町福田 7 4 3 番地

(イ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

福来老 米沢

中新川郡立山町米沢 3 2 番 1 の 3

(3) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要

県立黒部学園（知的障害児施設）、富山県高志通園センター（肢体不自由児通園施設）、県立新生園（知的障害者更生施設）等の職員を講師として、事業を実施する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員に対する研修会を開催し、障害児（者）を適切に処遇するために必要な知識や技能の習得を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

富山市、高岡市及び立山町における、障害者の生活や日中の活動を支援する指定デイサービス事業所及び指定短期入所事業所の設置状況は次のとおりであり、障害者のニーズに十分対応しているとはいえない状況である。

(平成18年3月31日現在)

		身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者
富山市	指定デイサービス事業所	2箇所	1箇所	1箇所	
	指定短期入所事業所	10箇所	20箇所	13箇所	1箇所
高岡市	指定デイサービス事業所	2箇所	1箇所	1箇所	
	指定短期入所事業所	3箇所	6箇所	7箇所	0箇所
立山町	指定デイサービス事業所	0箇所	0箇所	0箇所	
	指定短期入所事業所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

精神障害者にはデイサービスの制度はない。

こうしたことから、2市1町において、当該規制の特例措置により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に障害児(者)を受け入れ、福祉サービスを提供していく必要がある。

(2) 要件適合性を認めた根拠

福来老 米沢

(ア) 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 12人
- ・通いサービス利用定員 12人
- ・宿泊サービス利用定員 9人

障害児(者)の受け入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしている。

(イ) 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- ア 居間及び食堂の合計面積 98.09㎡
- イ 基準上の必要面積 36㎡(3㎡×12人)

(ウ) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

通いサービス利用定員12人の施設

	介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常 勤(人)	5	1	1			1
非 常 勤(人)	3					
常勤換算後の人数(人)	5					
基準上の必要人数(人)	4		1		1	
適 否	適		適		適	